

西堀病院 面会規程

1. 目的

本規程は、患者さまの尊厳の保持、療養生活の質の向上および円滑な退院支援の推進を目的として、入院患者さまへの面会に関する基本方針および運用方法を定める。

また、院内感染予防対策や患者さまの治療・安静の確保及び防犯等の状況（以下感染予防対策等）を鑑みながら、患者さまとご家族等とのつながりを大切に、安心して療養できる環境を提供することを目的とする。

2. 面会の基本方針

当院では、入院中の患者さまとご家族等との面会は、入院による精神的負担の軽減、患者さまの人格および尊厳の尊重、治療や退院に関する意思決定支援、円滑な退院支援に重要な役割を果たすものとする。

このため、当院は感染予防対策等の正当な理由がない限り、面会を制限しないことを原則とする。

3. 面会時間

- ・回復期リハビリテーション病棟（2-1 病棟）14:00～18:00
 - ・一般病棟（2-2 病棟）14:00～18:00
 - ・障害者病棟（3-1 病棟）14:00～19:00
- （土・日・祝日を含む）

ただし、診療上の都合、処置、リハビリテーション、急変対応等により面会をお待ちいただく場合がある。

4. 面会者

面会者の範囲は特に定めない。

ご家族をはじめ、患者さまが希望される方の面会は原則として可能である。

ただし、病室環境、同室患者さまの療養環境への配慮、患者さまご本人の状態等を考慮し、より安心して面会いただけるよう、面会場所や面会時間について調整をお願いする場合がある。

5. 面会人数

面会人数による一律の制限は設けない。

ただし、病室環境、同室患者さまの療養環境への配慮、患者さまご本人の状態等を考慮し、同時に入室可能な人数の調整、面会場所の変更をお願いする場合がある。

6. 面会の手順および場所

- ① スタッステーションにて面会票を記入する。
- ② 面会場所は病室または各病棟のホールとする。
- ③ リハビリテーション実施中は、リハビリ室での見学を認める。
- ④ 面会終了後はそのまま帰宅する。

7. 面会時の感染予防対策

- ① 病室への入室前後に手指衛生（手指消毒または手洗い）を行う。

② 発熱、咳、咽頭痛等の呼吸器症状、下痢、嘔吐等の消化器症状がある場合は面会を控える。

8. 面会制限

当院は、感染予防対策等の正当な理由がある場合に限り、一時的に面会制限を実施することがある。

対象事由：地域または院内で感染症流行が認められる場合、公的機関から要請があった場合、患者さまの病状により医学的に必要と判断される場合。

面会制限は必要最小限の範囲および期間とし、状況改善後は速やかに解除する。

9. 面会制限時の個別対応

終末期・看取り期、重要な説明や意思決定時、障害等により特別な配慮を要する場合、その他主治医が必要と判断した場合には柔軟な対応を検討する。必要に応じてオンライン面会等を活用する。

10. 面会制限の判断

面会制限の実施、継続および解除については、感染予防対策の場合は感染予防対策委員会、治療・安静の確保の場合は倫理委員会、セキュリティ等防犯上の理由の場合は運営会議や医療安全管理委員会において協議し、病院長が最終的に判断する。

地域及び院内の感染状況は、毎月開催している感染予防対策委員会で確認する。

また、感染症の流行その他の事由により迅速な対応が必要な場合は、感染予防対策委員会、治療・安静の確保の場合は倫理委員会、セキュリティ等防犯上の理由の場合は運営会議や医療安全管理委員会を臨時で開催し、面会制限の実施、継続または解除について検討する。

面会制限を実施する場合は、その理由、内容、期間および見直し時期を明確にし、該当する委員会の議事録に記載する。

患者さまおよびご家族等に対しては、面会制限の理由および期間について周知する。

※考え得る面会制限の例

面会の一時禁止、面会人数の制限、面会時間の短縮、面会場所の制限 等

11. 周知

病棟掲示、入院案内、ホームページ等により周知を行う。

12. 規程の見直し

診療報酬改定、感染症流行状況、実地指導の内容および運用状況を踏まえ、必要に応じて見直しを行う。

附則

本規程は令和 8 年 6 月 1 日から施行する。

令和 8 年 9 月 1 日 改訂